

# 令和8年度帰還困難区域等における森林施業等実証事業 仕様書

## 1. 事業の目的

令和7年6月20日に閣議決定した「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」において、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集を引き続き進めるとともに、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、本格的な復旧に着手するとされている。

これまでの調査等により、樹木と土壌との間で放射性セシウムの移動が活発な森林では、落葉層に含まれる放射性セシウムの量が相対的に多く、細根等も多く存在する傾向が見られること、また、当該森林において皆伐を実施した場合、直射日光が林床に届くことにより落葉層の分解が促進され、鉱質土層表層に含まれる粘土鉱物によって放射性セシウムが固定化し、樹木が土壌から吸収可能な形態の放射性セシウムの量が減少することで、材の放射性セシウム濃度が減少することが予想されている。

このため、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響を受けた森林において、皆伐による材の放射性セシウム濃度の低減促進する効果を明らかにし、帰還困難区域の森林整備の再開のための知見を得ることを目的とする。

## 2. 調査計画

令和8年度は、試験候補地を選定するための予備調査、試験候補地の選定等、令和9年度以降に予定する皆伐・更新等に係る調査等を実施する。なお、令和9年度以降は、試験地の設定、皆伐・更新前の調査、皆伐・更新等を実施した後、皆伐・更新後の調査を令和12年度まで行う予定としているが、実施前に別途調達する。

## 3. 予備調査

試験候補地の選定等（下記4. 参照）を行うため、下記（1）及び（2）を実施する。

### （1）予備調査箇所の選定

予備調査箇所は、放射性物質の影響を受けた福島県内の市町村のうち帰還困難区域を有する市町村及びその周辺の市町村内にある森林の中から原則選定する（皆伐による放射性セシウムの低減効果が見込まれる場合は、上記に該当しない森林も選定可能とする。）こととし、「表1 予備調査の候補地（国有林）」、表1に記載する林小班以外で皆伐・更新が可能な磐城森林管理署管内の国有林（樹種はスギとする。）、他事業等で令和9年度に皆伐が予定されている箇所（以下「他事業等での皆伐予定箇所」という。）の中から15箇所程度を選定する。

本選定に当たっては、下記①～⑦に留意するとともに、林野庁（関東森林管理局及び関係森林管理署等を含む。以下同じ。）、学識経験者、森林所有者等と十分調整した上で行う。

また、保安林等の指定状況、法令等に定められた必要な手続等について確認を行い、本事業の実施（令和9年度以降に予定する皆伐・更新等の実施を含む。）に問題がないか確認した上で予備調査箇所の選定を行う。なお、予備調査の実施に必要な手続等に時間を要する箇所は、契約後速やかに調査箇所の選定を行うよう努めるものとする。

- ① 試験候補地の設定等（下記4.（2）を参照）が可能であり、地形や林相がおおむね同じで一定の広さがあること。
- ② 他事業等での皆伐予定箇所は、本事業の実施により他事業等に支障等が生じないこと。

- ③ 令和 12 年度まで試験地設定が可能であること。
- ④ 既存路網からアクセスしやすいこと。
- ⑤ 過去に除染を行っている箇所ではないこと。
- ⑥ 保安林の指定箇所は可能な限り避けること。
- ⑦ 土壌から樹木への放射性セシウムの移行の程度（面移行係数で評価）が、相対的に大きい調査地から小さい調査地まで含まれるようにすること。なお、尾根部や、落葉層が厚く H 層を形成しているところで、移行程度が大きいことが想定される。

表 1 予備調査の候補地（国有林）

署名称	林班 小班	樹種	市町村名	担当区	国有林名	機能類型	林地保全	保安林 1	樹種面積 ha	備考
磐城	171 わ 2	スギ	いわき市	小川	片倉外 1	水源涵養			5.04	・他事業と要調整
磐城	348 ぬ 2	スギ	いわき市	旅人	前山	水源涵養			2.12	・他事業と要調整
磐城	1020 ほ	スギ	浪江町	津島	櫛平	水源涵養			2.28	・帰還困難区域
磐城	1031 は 1	スギ	浪江町	津島	櫛平	水源涵養	林保	水涵保	7.45	・既存調査地に注意 ・帰還困難区域
磐城	1046 る	スギ	浪江町	津島	荒神森	水源涵養			8.01	・既存調査地に注意 ・帰還困難区域
磐城	1100 に 1	スギ	浪江町	浪江	室原	山地災害防 止（土砂）	林保	土流保	1.51	・既存調査地に注意 ・帰還困難区域
磐城	1100 ち	スギ	浪江町	浪江	室原	水源涵養			1.88	・帰還困難区域
磐城	1101 ろ 1	スギ	浪江町	浪江	室原	水源涵養			1.33	・既存調査地に注意 ・帰還困難区域
磐城	1101 ろ 4	スギ	浪江町	浪江	室原	水源涵養			4.62	・帰還困難区域
磐城	1102 る 1	スギ	浪江町	浪江	室原	水源涵養			0.79	・帰還困難区域
磐城	2011 ち 3	スギ	南相馬市	原町	和田城	水源涵養			7.50	・既存調査地に注意
磐城	2011 ぬ	スギ	南相馬市	原町	和田城	水源涵養			4.30	・既存調査地に注意
磐城	2031 い	スギ	南相馬市	原町	国見	水源涵養			7.94	・既存調査地に注意
磐城	2091 る	スギ	南相馬市	馬場	野中	水源涵養			3.50	・既存調査地に注意
磐城	2336 ら	スギ	飯館村	小宮	花塚山	水源涵養			1.00	・既存調査地に注意

## （2）予備調査の実施

予備調査は、上記（1）で選定した各予備調査箇所に調査プロット（20m×20m）を設定（設定区域の位置情報も記録する。）し、下記①～⑤の調査を実施する。

また、下記調査の実施に当たっては、その実施方法等について林野庁及び学識経験者等と十分調整した上で行う。なお、他事業等の調査データ等を使用できる場合などは、林野庁及び学識経験者等と調整した上で、下記調査の一部を行わないことができる。

### ① 毎木調査

調査プロット内の胸高直径（地上高 1.2m。以下同じ。）10cm 以上の立木を対象に胸高直径を測定し、その平均値を算出する。

### ② 内樹皮の放射性セシウム濃度の測定

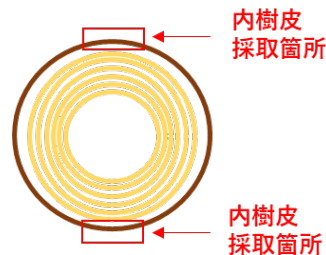
上記①の算出結果から、調査プロット内の平均的な胸高直径の立木を 5 本選定（各立木の位置情報も記録）し、当該立木から樹皮を採取する。なお、樹皮は、地上高 1 m 付近の高さから、ノミ等を用いて横 3 cm×縦 6 cm の大きさのものを 2 方位から採取（図 1 内樹

皮の採取箇所を参照)し、樹皮の採取後は、採取箇所から病原菌侵入を防ぐため樹木用コーティング剤を塗布する。

また、採取した樹皮は、外樹皮と内樹皮に分け、内樹皮の放射性セシウム濃度を立木ごとに測定(※1)する。測定後の樹皮の取扱いは、林野庁及び学識経験者に相談し、その指示に従う。

(※1)内樹皮(立木ごとに混合したもの)は、①剪定鋏等で細かく裁断した後、②U8(100mL)容器に充填する。そして、③乾燥機を用いて75°Cで乾燥し、④絶乾重量を計測する。ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリ法により、放射性セシウム(Cs-137)を定量し、単位重量当たりの放射性セシウム濃度(Bq/kg)を求める。ゲルマニウム半導体検出器による分析の測定時間は、3,600秒以上(最大延長9,000秒)、計数誤差10%以下とし、検出下限値未滿となったときは、林野庁及び学識経験者に相談し、その支持に従うものとする。

図1 内樹皮の採取箇所



### ③ 空間線量率の測定等

空間線量率の測定(※2)は、20m×20mの各調査プロットを5m単位で区切った地点(調査プロットごとに計25地点)の地上高1mで行い、測定地点の位置情報も記録する。また、各調査プロットの土壌(落葉層+鋤質土層0-20cm)の放射性セシウム蓄積量(Bq/m<sup>2</sup>)は、本測定データを用いて推定する(推定式は学識経験者が作成予定)。

(※2)空間線量率の測定は、「放射線測定に関するガイドライン(平成23年10月21日付け文部科学省及び日本原子力研究開発機構)」に基づき、校正済みのNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ等を用いて行う。測定は、ガイドラインで定められた時定数(10秒)の3倍に当たる30秒以上はサーベイメータの検出部を静置し、測定値の信頼性を確保する。なお、本測定は、降雨時やぬかるんだ状態又は降雪時や積雪状態では実施しないものとする。

### ④ 面移行係数の算出

上記②及び③での取得データから、各調査プロットの面移行係数(面移行係数(m<sup>2</sup>/kg)=立木5本の内樹皮の放射性セシウム濃度(Bq/kg)の平均値÷土壌の単位面積当たりの放射性セシウム蓄積量(Bq/m<sup>2</sup>))を算出する。

### ⑤ 調査データ等

上記①～④の調査データ等は、予備調査箇所ごとに整理する。

なお、調査データ等の電子媒体は、原則、各種測定・算出データ等はMicrosoft Excel(xls又はxlsx形式)、図面関係や測定地点等の位置情報はGISデータ(QGISで活用可能な形式)を基本とし、林野庁等と十分調整した上で決定する。また、調査プロット、樹皮を採取した立木、空間線量率の測定地点等は、必要に応じて写真(画像電子ファイル)でも記録しておく。

## 4. 試験候補地の選定等

### (1) 試験候補地の選定

上記3.(2)の調査結果等を踏まえて、5～10箇所の試験候補地を選定する。

本選定に当たっては、下記（２）に留意するとともに、林野庁及び学識経験者等と十分調整した上で行う。

## （２）試験候補地の設定等

### ① 試験候補地の設定

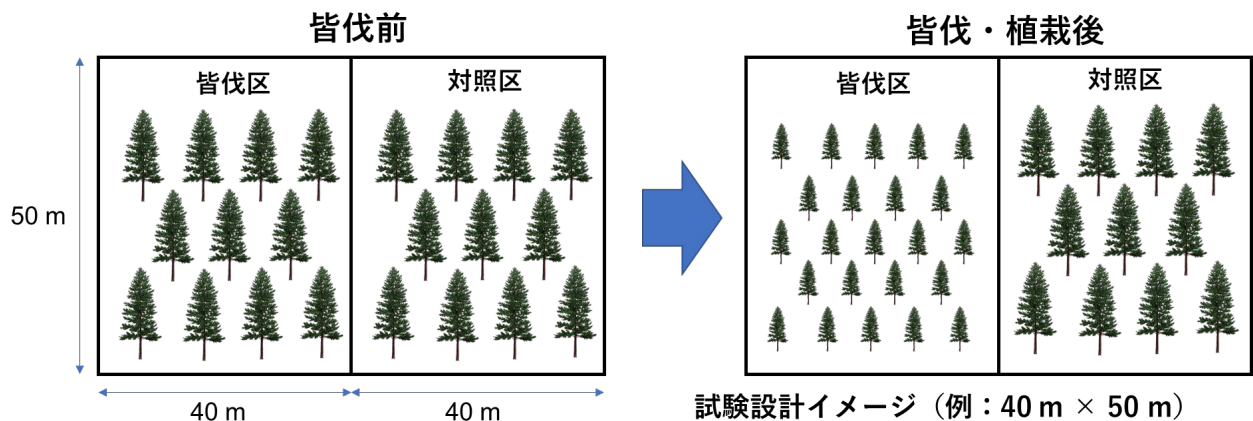
各試験候補地に、皆伐・更新を行う「皆伐区」、皆伐・更新は行わない「対照区」を設定する（図２ 試験候補地の設定イメージを参照）。

各試験候補地の「皆伐区」と「対照区」は、立地条件等が揃うように設定するとともに、効率的に施業が行えるように各試験候補地は可能な限り集約（同一林小班内に複数の試験候補地を設定することも可）するよう努める。

### ② 試験候補地の面積

各試験候補地の面積は、「皆伐区」0.2ha 以上、「対照区」0.2ha 以上とする。ただし、十分な面積を確保することが困難な場合には、林野庁及び学識経験者等と調整を行い、了承が得られたときは、0.2ha 未満の面積でも可とする。

図２ 試験候補地の設定イメージ



## 5. 試験候補地の設定及び皆伐・更新等に係る調査

各試験候補地において、下記（１）～（５）の調査を行う。

また、下記調査の実施に当たっては、林野庁及び森林所有者等と十分調整した上で行うとともに、下記（１）～（３）（（３）は①～③は除く。）の調査方法については、「関東森林管理局収穫調査規程」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 関販第 105 号）等（関東森林管理局ホームページ（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/siyousyo.html>）にある添付ファイルのうち「（令和 5 年 4 月 1 日以降適用）関東森林管理局収穫調査規程・取扱細則」）も参考にする。なお、他事業等での皆伐予定箇所などは、林野庁及び森林所有者等と調整した上で、下記調査の一部を行わないことができる。

### （１）試験候補地の周囲実測等

各試験候補地の「皆伐区」及び「対照区」の区域について、周囲実測、測量データ（測量野帳）の作成、面積の算出、実測図の作成、位置図（基本図挿入図兼位置図）の作成、現地の区域標示等を行う。

### （２）標準地調査

各試験候補地の「皆伐区」及び「対照区」において、下記①～③の調査を行う。

#### ① 標準地の設定

標準地は、各試験候補地の「皆伐区」及び「対照区」のそれぞれの区内で最も標準的な林況と思われる箇所を設定する。

標準地の設定は、各試験候補地に2箇所（皆伐区に1箇所、対照区に1箇所）とし、1箇所当たりの標準地の大きさは、20m×20m（水平距離）とする。

## ② 標準地の周囲実測等

上記①で設定した各標準地の区域について、周囲実測、測量データ（測量野帳）の整理、面積の算出、実測図の作成、位置図（基本図挿入図兼位置図）の作成、現地の区域標示等を行う。

## ③ 標準地調査

上記①で設定した各標準地（20m×20m）内の胸高直径10cm以上の立木を対象に、各立木にナンバーテープを付し、樹種、胸高直径、樹高を毎木で測定し、所定の立木幹材積表により各標準地内の立木材積を求める。枝条材積については、林野庁に確認し、必要な場合に算定する。

測定した各立木の測定データ（調査野帳）及び各立木の材積データは標準地ごとに作成し、皆伐区及び対照区の各区域内の立木材積は、当該区域内に設定した標準地内の立木材積から、面積比例又は本数比例によって算出する。

## （3）搬出・更新に関する調査

各試験候補地の皆伐区において、下記①～⑤の調査を行う。

なお、下記②について、皆伐区内で $0.5\mu\text{Sv/h}$ を超える箇所がない場合は、林野庁、森林所有者等と調整した上で、本調査を行わないことができる。

### ① 空間線量率の測定

空間線量率の測定は、各試験候補地の皆伐区内を10m単位で区切った地点、及び空間線量率が最も高いと想定される3地点（立木から1m離れた地点）の地上高1mで行う。測定方法は、上記3.（2）③の（※2）を参考とし、空間線量率が最も高いと想定される3地点については、1分間隔で3回測定してその平均値も算出する。

また、各測定地点の位置情報を記録し、測定後は空間線量率の分布状況を明らかにした図面を作成する。

### ② 樹皮の放射性物質濃度の測定

樹皮の放射性物質濃度の測定（測定方法は、別添「樹皮中放射性物質濃度簡易測定マニュアル」による。）は、各皆伐区内の空間線量率が最も高いと想定される3地点の近くにある立木3本（各地点に1本。樹種は各皆伐区の対象樹種とする。）で行い、各立木の位置情報も記録する。

### ③ 土壌等の放射性物質濃度の測定

土壌等（落葉層及びその下の土壌を含めた地表から深さ15cmまでの土壌等）の採取は、皆伐区ごとに6地点（各皆伐区（2000㎡）を1000㎡ごとに区分し、各1000㎡区域内の空間線量率が高い3地点）で行い、各採取地点の位置情報、採取時の天候、湿度、土壌水分量も記録する。

また、採取した土壌等（採取地点ごとに平均濃度を測定可能な試料とする。）の放射性物質濃度の測定は、採取地点ごとに行い、測定方法は原則「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）の別紙6の4（2）の簡易な方法（詳細は同ガイドラインの別紙6-1参照）による。測定後の土壌等の取扱いは、林野庁及び学識経験者に相談し、その指示に従うものとする。

### ④ 搬出に関する調査

各皆伐区において、伐採した木材の搬出方法、搬出期間、搬出距離、搬出施設の新設・修繕及び搬出の難易度、その他必要な事項について調査し、搬出系統図（搬出方法及び地形について明記）を皆伐区ごとに作成する。

また、事前に隣接民有地、公道・私道等の利用及び借用の可否等について十分に調査し、調整を行う。

**⑤ 更新に関する調査**

更新樹種が各皆伐区の立地条件に適応した樹種か確認し、更新種、更新樹種界を図示した更新計画図を皆伐区ごとに作成する。

**(4) 皆伐・更新等の実施方法等**

各試験候補地の皆伐区において、下記①～⑧の作業方法等について林野庁及び森林所有者等と十分に調整した上で検討する。

**① 皆伐の実施方法**

チェーンソー、高性能林業機械など

**② 伐採木の扱い**

伐採木の取扱い（搬出、存置、集積等）など

**③ 伐採木の集材、集材場所等**

伐採木の集材方法、集材場所、採材方法など

**④ 伐採した木材の搬出方法等**

材採した木材の搬出経路・運搬方法の検討など

**⑤ 森林作業道、土場の作設等（作設等が必要な場合）**

森林作業道及び土場の作設・修繕など

**⑥ 植栽等の実施方法**

地拵え、植栽方法、植栽本数など

**⑦ 放射性物質対策（林床表土が下流域等に流出するおそれがある場合）**

丸太筋工の設置など

**⑧ その他必要事項**

皆伐・更新時期、搬出時期など

**(5) 調査データ等**

上記（1）～（4）の調査データ等は、試験候補地ごとに整理する。

なお、調査データ等の電子媒体は、原則、各種測定・算出・測量データ等はMicrosoft Excel（xls形式、xlsx形式又はcsv形式）、実測図等の図面関係や測定地点等の位置情報はGISデータ（QGISで活用可能な形式）を基本とし、林野庁等と十分調整（フォーマットを指定する場合もある。）した上で決定する。また、試験候補地、標準地、空間測量率の測定地点、樹皮を採取した立木、土壌等の採取地点等は、必要に応じて写真（画像電子ファイル）でも記録しておく。

**6. 事業実施に当たっての留意事項**

**(1) 森林所有者等への事前通知等**

事業の実施に当たっては、あらかじめ林野庁、森林所有者（必要に応じて隣接土地所有者を含む。）及び関係機関（市町村等）に対して事前に通知し、必要な手続を行う。

**(2) 保安林等の関係法令の遵守**

事業の実施に当たっては、事前に保安林等の関係法令等について確認し、制限がある場合にはその内容を確認して必要な許可等を得る。

**(3) 安全管理**

事業の実施に当たっては、安全に関する諸法令等を遵守し、常に安全に留意して、災害防止を図る。また、熱中症、ハチ、マダニ、クマ対策を講ずるとともに、猟銃等による狩

猟実施区域内で調査等する場合は、車両等に「調査等実施中」・「発砲注意」等の明示、蛍光色等目立つ服装の着用及び呼子等の使用により本事業の調査等の作業員（関係請負人等の作業員含む。以下「作業員」という。）の安全対策を講ずる。

また、あらかじめ緊急時の連絡体制について整理し、作業員及び関係者に周知する。

#### (4) 放射線障害防止

##### ① 特定汚染土壌等取扱業務及び特定線量下業務

本事業は、特定汚染土壌等取扱業務（※3）及び特定線量下業務（※4）に該当する可能性があることから、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成24年6月15日付け基発0615第6号）、「福島の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」（令和8年1月林野庁策定）に基づき、放射線障害防止対策を講ずることとし、現地調査等の際は、作業後の汚染検査とともに、個人線量計を各作業員に携行させ、各作業を通しての個人被ばく線量の測定・記録等を行う。

（※3）土壌の除染等の業務及び廃棄物収集等業務以外であって、特定汚染土壌等（汚染土壌等であって、当該汚染土壌等に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム137とセシウム134の放射能濃度の値が1万Bq/kgを超えるもの）を取り扱う業務。

（※4）平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超える場所で行う除染等業務以外の業務。

##### ② 放射線管理者

受託者は、放射線管理者を選任し、関係請負人等の作業員の被ばく管理も含めた一元管理を実施する。なお、放射線管理者は、放射線関係の国家資格保持者又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

また、受託者は、作業員が特定汚染土壌等取扱業務及び特定線量下業務に係る作業等に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に参加すること。

#### (5) 帰還困難区域内への立入

事業の実施のために帰還困難区域へ立ち入る場合は、事前に立入箇所のある市町村等に一時立入り申請を行う。また、「帰還困難区域における活動について」（原子力災害現地対策本部・原子力被災者生活支援チーム）の留意点等を確認し遵守する。

### 7. 報告書の作成

上記3.～5.について、林野庁及び学識経験者等と調整した上で取りまとめを行い、報告書を作成する。

### 8. 事業実施期間

委託契約締結日から令和9年3月12日までとする。

### 9. 成果品

#### (1) 納入物件

- ・ 報告書（製本したもの20部、電磁記録媒体（DVD-R）2部）
- ・ 調査データ等（電磁記録媒体（DVD-R）2部）

- ・ 納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出する。
- ・ 報告書については、Microsoft Word（doc 又は docx 形式）及び PDF、報告書に記載した表及びグラフ（グラフの元データ含む。）等については、原則 Microsoft Excel（xls 又は xlsx 形式）を添付する。
- ・ 調査データ等については、上記 3.（2）⑤、上記 5.（5）により添付する。

## （2）納入期限等

- ・ 上記（1）の報告書及び調査データ等の草案の提出期限は令和 9 年 2 月 5 日まで、上記（1）の納入物件の納入期限は令和 9 年 3 月 12 日までとする。
- ・ 納入物件の納入に当たっては、事前に林野庁担当者の確認を受けるものとする。

## （3）納入場所

林野庁森林整備部研究指導課（農林水産省別館 7 階ドア No. 別 701）及び指示する場所

## 10. その他

- （1）受託者は、原則、本仕様書及び提案書のとおり事業を実施するものとする。
- （2）受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて、報告を行い、適切な委託費の執行に努める。なお、各作業着手時及び現地作業終了時においては、必ず状況を報告するものとする。
- （3）事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に応じて、必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。  
 なお、受託者は、打合せを行った際は、打合せの内容を記録した打合せ簿を速やかに作成し、林野庁担当者に提出する。
- （4）受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。
- （5）受託者は、業務により知り得た個人情報及び調査データ等について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、データのやり取りにおいてはパスワードを適切に設定するなど、善良なる管理者の注意をもって、取り扱う義務を負う。
- （6）事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は、事業の内容を変更する必要があるときは、受託者と林野庁担当者が協議の上、対応する。
- （7）本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て林野庁に帰属するものとする。

林野庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の

内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は農林水産省に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (8) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (9) 林野庁は、必要に応じて過年度における本事業調査の電子データの提供、報告書を閲覧又は貸与する。
- (10) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添1の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (11) 受託者は、委託事業の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- |   |   |
|---|---|
| (1) エネルギーの節減  |   |
| ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）         | 等 |
| (2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分                           |   |
| ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）                         |   |
| ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）                  |   |
| ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）               |   |
| ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）                    | 等 |
| (3) 生物多様性への悪影響の防止                                       |   |
| ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）                  | 等 |
| (4) 環境関係法令の遵守等  |   |
| ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号） |   |
| ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）                                   |   |
| ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）                         |   |
| ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）       |   |
| ・森林法（昭和26年法律第249号）                                      | 等 |

- (12) 受託者は、委託事業の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別添2の様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目（ウは除く）について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 委託事業における人件費の算定等の適正化について

### 1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

#### ※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

## ※2 直接作業時間数

### ① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

### ② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあつては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

## 2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

### ○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

### <受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

#### ○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

## 3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

### <実績単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の  
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

#### ○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額 + 年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

#### ○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

##### （1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

##### （2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額 + 年間法定福利費等）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該委託事業及び自主事業等における時間外の実績時間数の合計

#### 4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

#### 5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

##### 【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課 役職 ○○○○ 氏名 ○○ ○○ 時間外手当支給対象者か否か

時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
1				← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
4				← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査
5				← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
.																						
.																						
.																						
.																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。）。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
- ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
  - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

##### （経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

#### 附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

#### 附 則（令和8年1月19日付け7予第1942号）

(施行期日)

1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。

(経過措置)

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。)に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。







具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他（ ）</li> </ul>	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）